

社告

時事新報ニ休日ナシ
代價遞送料從前通リ

近頃スレバ今へ早三年ノ昔時事新報ハ全國ノ
新聞紙ニサヘ先テ祝日祭日始業等ニ休刊
スルイ慣例ヲ明治十七年十二月四日ヨリ
以後ハ五十二回ノ日曜日ヲ除クノ外一日
餘計ノ休暇ヲ取フザルヲ公衆ニ約レ爾來
時ニ政府ノ嚴命ニ由テ發行停止ヲ爲シタルノ
外ハ書類自ガフ此約ニ背キタルヲナカリレ當
騎社中既ニ日曜日ノ休刊ト廢ノ論アリシ
トトシ尙古道備充分ナラザルヤノ掛念アリシ
か爲シ暫ク之ヲ見合セ置キタルニ今日ハ
諸般ノ準備最早全ク整頓レテ此上尚ホ躊躇ス
ルチ要セアルノ地位ニ達シタルガ故ニ今回更
ナラ之ヲ社中ノ議ニ附シ彌々來ル十一月一日
ヨリ以後我時事新報ハ更ラニ又日曜日ニ休刊
スルノ慣例ヲモ慶レ正味正銘毎日發行ノ新聞
紙タルニ決定シタリ
斯ダ日曜日ノ休刊モ慶レ從前ニ比シテ一年
五十二回ノ發行數ヲ増加スト既ニ時事新報ノ
定價ハ倍ア舊ノ如ク
一枚二錢一ヶ月前金五十錢
六ヶ月前金三圓一ヶ月前金上ハ圓
時事新報社ヨリ直接ニ毎日郵便ヲテ送ス
其名前後並前後既ニ送ス

本局時事新報社出張所
大坂東區高橋通二丁目三十三番地
時事新報社出張所
東京京橋區南町二丁目十二番地

時事新報社出張所
東京高麗橋通二丁目三十三番地

周易新解

高祖文選

校代會

第三章
較代論

國の政治が爲めに世運上進の路を進むるに社會

其害を貽すの述少ふらす我開國以來屈指すれば既に二十餘年と経過したり其間社會の人事凡そ一として變化せざるものなく政治法律より學問工藝或は衣食風俗

の様に至るまでも其面目を改めて殆んど舊觀を存せざらん而して此革命は日本未嘗有の大改革命ありと稱して可ある。ゆゑど云々に獨り然らざるのみならず現在尙ほ變化の際中にして將來に進歩實よ測知す可ふざるの形狀なれば吾人の生涯比申すに及ばず子々孫々の代に至るまでもも社會の大勢ハ暫くも其運動を停止せざるの覺悟にて然るに當するの用意ひると大切ありと云ふ可し今後之事は姑く御免既往三十年の其間に於て尋常時局に當り今何を切望う宮途社旨に在るの人に於て其時勢とに關連したる自家の境遇を顧みたらば恰も一身にして其運命を異よしたるの思ひあるべし蓋し此流の人間も亦其運命を獨りよ餘れざるを期するといふ事に變じたるが故に今日の社會と今の人體と相應するものあつたり。且つ之は合なきよ拂つれ共東洋の氣氛は人情革命の半數にして往時紅顔の美少

右ハ華族從四位公爵岩倉具定所有ノ分今般世襲財產ト
レセ旨願出候題宮内大臣ヨリ被達候縁故障アル者ハ
ル十二月二日迄ニ當銀行ヘ提出アルヘレ
但株券番號承知致度者ハ當銀行株式掛申出有ヘシ
明治二十一年十月廿七日

右倉具定所有ノ分今般世襲財産ト
内大臣ヨリ被達候故障アル者ヘ
當銀行株式掛ヘ申出有ヘシ
度者ハ當銀行株式掛ヘ申出アルヘ

汽船出帆廣告
十月二十八日積切
全二十九日橫濱出帆

競賣廣告

紫金

年も今い違々たる白頭翁に變じ隨て昔年に盛なりし少壯有爲の精神も船と共に喪失して寄る年波に其心神の活潑を支ふる能はざるば人として免れ得ざるの運命なる故に今の時節は新陳代謝し老壯交迭すべき機会にして若し之よりも永く當時の人物を留めんとするに於ては我輩は寧ろ社會に進歩みれを期さると恐る前より身を官邊に托して二十年來既に青雲の志に飽きたる人物も多うるべく或は然らざるも繚闊の世界にて少壯後進の徒と其力と較する能はざるに絶念し閑に退隱を求むる人もあるとあらん孰れも新舊交代と促すの便ある者にして苟も方法宜だを得るときは其轉更を行ふに於て聊うも差支を見ざる可し

前條の次第なれば日本今日の官途社會には新舊交代の道を啓て新鮮の元氣を養ふと必要なりとして堵其方法を如何にと云ふに我輩の所見に於ては養老恩給の典を以て逐次老年者に退隱を許可するを第一の良法と爲すものあり西洋諸國に於ては之をベンシヨンと稱して國家に特別の功勞ある者、或ハ若干の年限中奉職して既又老衰に至りる者、若くは官務の爲めに廢疾不具となる者、其外學者博士等文藝に殊功ある人に對し終身養老金を給して其終りを全ふせしむるの制度ハ各國の例として見る可きものなり亞米利加合衆國の如きは共和主義の政治にして人々自主獨立を旨とする國柄あれどベンシヨン給與の議論に至りても之を是非するもの少からざりしが建國の當初より元老有功の諸人は給與の説を主張し特に内國軍事の爲めに其實行を促したるの姿もありて遂に今日に至りてはベンシヨンを廢止せる能はざるのみならず毎年養老の金として文武官の爲めに支出する年額は實に莫大なるものありと云ひ抑も文明世界の通則として勞して報酬を獲るハ至當の道理なれ共官途社會に立つの人が過去既往の勞を以て退官の後までも終身恩金の賜物に與るは甚ざ謂はれあれどベンシヨン給與の議論に至りても之を是非するもの少からざりしが建國の當初より元老有功の諸人は家公共の仕事あれば之を營んで終身永代自家の財産と爲そ能はざるは勿論其事業と名譽多き代りにい報酬れば忽ち衣食と迷ふの情質もあり猪もろ年功事績の著明なるもれに對して終身養老の資金を給するとなれ若しなき次第にして理の正面に於ては有るすをき話しなりと雖も官途の業は自クら民間の業に同じからず即ち國家の如く巨萬の富を積む能はざるより一朝官を離され利益少しくして縦令へ幾十年間官途に在るも民間の事業なるもれに對して終身養老の資金を給するとなれ若し今日仕官者養老の制度と比較せば利益差額の大小厚薄相距るふと遠くして察より同日に論すべく非ずと雖も其職に在るの安心を作りて他に貪ぼるの念慮を絶たしむるの精神ひ彼此符節を合はせたるの妙なりと云ふ可きのみ誠は監督の述に就て論じよば養老金の制度に關する事は當時の史上甚ざ惡例よ乏しからず佛國にて十六世の治世若くは英國にてナヤーレス二世の頃には騎の君主よりに此特典を置用して寧ら官邊に隸故あるものを庇護しるが爲め國民遂に其負擔に堪へざ

るの不平を訴ふるに至りたるの次第は西史を閲みたる人の知悉せる所あらんと雖も然れども是れは實だ其弊の極端を擧げるまでにして今に文明社會には全く痕跡と留めるの談あり且て其利益の點よりして論すれば仕官者が若干の年限を勤めて漸く老境に達するの頃には養老資金の給與を得て其官を少壯後進の人に譲るが故に新舊老壯の交代も圓滑に行はれて新鮮の空氣ある可し日本の官吏へ古來封建武士の餘風を傳へて世間常に官途社會を充すのみに止まらず官に在るの間も平常廉潔を重んじて人情自ら貪慾に附る館はざるの趣ある凡の今日にも尙や義氣の凜然たるものあるハ類母しき次第るれ共軍に封建の遺澤に依頼して日本官吏の魂を永遠に清淨潔白あらしをんとするは望むべしよ非ざるあり即ち官吏の美徳を將來に維持せんと欲せば大又養老金制を實行して仕官者に安心を賣はしむるの要用ある由縁にして我輩は獨り新舊老壯の交代を促すが爲先のみならず併せて日本官吏廉直の風を保持するの目的にて其用意の大なると主唱して止まざるあり

(未完)

官

報

警察

令

第三

高

等

中

學

校

經

費

委員會

同

委員會

各府

縣

○國防費の獻金 印度ハイデラバッドの君主が政廳(カルカッタの英國政廳と云ふ)に國防費を獻納せし事

は本月五日の電報欄内に記載せり之に付て倫敦九月廿七日發行詳報を見るに同君主は書を政廳に送りて曰く

政廳より年々支出する諸般の費目は近來大に増額したるにも拘らず歳入の增加は甚ざ少額なり而して此歳出

の大部は中央亞細亞に於て侵略と通ふせんとするは去る廿四日を以て委員に下附し翌廿五日より開會したりと云ふ